

KOBEグローバル人材アライアンス制度要綱

令和元年9月1日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 「KOBEグローバル人材アライアンス」(以下「本事業」という。)は、神戸市内に本社又は主たる事業所を置く企業(以下「市内企業」という。)のグローバル人材獲得のニーズに応えることを目的とする。

(運営)

第2条 本事業の運営及び管理は、神戸市海外ビジネスセンターが行う。

(協定締結)

第3条 神戸市は、本要綱第1条の目的を理解し、神戸市が別に定める基準により選考した法人(以下「登録企業」という。)と「KOBEグローバル人材アライアンス制度に関する協定」(以下「登録協定」という。)を締結する。

2 登録企業は、本事業において登録企業の外注先が行う全ての行為に対して責任を負うものとする。

(期間)

第4条 登録協定は、登録協定第7条の規定に基づき終了、解除又は破棄されない限り、期間は令和元年9月1日から当該年度末日までとし、神戸市又は登録企業が本契約の更新をしない旨の書面による通知をしない限り自動的に1年度毎(4月1日～翌3月31日)の更新を行うものとする。

2 神戸市又は登録企業は、前項の更新しない旨の書面による通知を行う場合は、期間満了の1ヶ月前までに行わなければならない。

(業務)

第5条 登録企業は、市内企業からの依頼に対し、グローバル人材の紹介及び派遣(以下「人材紹介等」という。)を実施する。

2 神戸市は、登録企業が人材紹介等を実施する際に、神戸市職員を同席させることができる。

(報告)

第6条 登録企業は、市内企業への人材紹介等の実施状況について、神戸市から要請があった場合、速やかに報告しなければならない。

(費用)

第7条 人材紹介等に係る費用については、市内企業から登録企業へ直接支払うものとし、神戸市は関与しない。

(遵守事項)

第8条 登録企業は、支援内容を実施する際に次の各号の内容について遵守しなければならない。

(1) 登録協定は、あくまで神戸市が市内企業のグローバル人材の獲得を支援するために締結したものであり、神戸市が登録企業及び第3条第2項で確認された登録企業の外注先に対して与信や身分を与えるものではない。

(2) 登録企業は、本事業の全部について、第三者に再委託(外注業務)をすることはできない。

(3) 登録企業は支援内容に関して、第7条に記載のとおり、神戸市に対して一切の費用、対価などを請求、要求してはならない。また登録企業は、本要綱第3条第2項の外注

先にも、人材紹介等に関して神戸市に対して一切の費用、対価など請求、要求させてはならない。

- (4) 登録企業は、市内企業に対する人材紹介等の実施について、最善の方法によって合理的かつ実務的に誠意を持って実施しなければならない。
- (5) 登録企業は、人材紹介等に関連して知り得た神戸市及び市内企業の機密情報について、一切漏洩してはならない。尚、文書、口頭又は物品を問わず次に掲げた情報を機密情報とし、神戸市情報公開条例第10条第2号に定められた法人等情報及び神戸市個人情報保護条例第2条に定められる個人情報及び特定個人情報も含むものとする。
 - ①登録企業が業務に関連して、又は業務を実施するにあたって知り得た神戸市及び市内企業の機密情報
 - ②登録企業が業務を実施するにあたって、神戸市又は市内企業より提示された情報のうち、「機密」や類似の指定がなされた情報
- (6) 前号の規定において、下記の場合について登録企業は責任を負わない。
 - ①相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合
 - ②神戸市又は登録企業の故意又は重過失によらずして開示された場合
 - ③当初は機密情報であったが、相手方当事者が開示を行った場合
 - ④法令や裁判所の命により機密情報を開示する義務がある場合
- (7) 登録企業は、市内企業に対し人材紹介等を行うにあたり、本要綱及び登録協定のほか、日本国憲法及び個人情報の保護に関する法律等の日本国内で適用される法律並びに神戸市が定める条例及び規則、神戸市情報セキュリティポリシーなどの関係法令を遵守しなければならない。
- (8) 登録企業は、違法行為又は反社会的行為を幫助するような支援を行ってはならない。

(登録協定の終了、解除又は破棄)

第9条 次の各号の事由が生じた時は、神戸市と登録企業間の登録協定を終了、解除又は破棄する。

- (1) 神戸市又は登録企業から終了の申入れがあったとき
- (2) 登録企業の行動が、神戸市の信用を著しく傷つけたと神戸市が判断し、神戸市が登録協定の破棄を判断したとき
- (3) 是正不可能な登録協定又は本要綱違反が発生し、神戸市が登録協定の解除を判断したとき
- (4) 神戸市の事業見直しなどにより本事業が廃止され、神戸市が登録協定の終了を判断したとき
- (5) 登録企業が事業再編又は倒産するなど支援内容の実施が不可能となり、神戸市が登録協定の解除を判断したとき

(不可抗力)

第10条 神戸市は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、市内企業に事前に通知することなく、一時的に登録企業による人材紹介等を中断することがある。

- (1) 登録企業が火災、天災、戦争、暴動、騒乱又は労働争議等の不可抗力により人材紹介等の実施ができなくなった場合
- (2) 神戸市が火災、天災、戦争、暴動、騒乱又は労働争議等の不可抗力により本事業の一時的な中断が必要と判断した場合
- (3) その他、運用上又は事業見直しなどで、神戸市が本事業の一時的な中断が必要と判断した場合

2 前項(1)により、登録企業が人材紹介等を実施できなかった場合は、神戸市及び市内企業に対して、不可抗力の性質と範囲について不可抗力の事象が発生してから10営業日以内に口頭、書面又は電子メールによって通知しなければならない。また登録企業は、登録企業が市内企業に人材紹介等を実施できない場合は、速やかに実施に向けて合理的かつ実務的に誠意を持って努力しなければならない。

3 神戸市は、第1項各号のいずれか、又はその他の事由により人材紹介等の実施の遅延又

は中断等が発生したとしても、これに起因する登録企業及び第3条第2項で確認された登録企業の外注先、市内企業が被った損害について一切責任を負わないものとする。

(免責事項)

第11条 登録企業の人材紹介等に基づく、市内企業のいかなる採用判断及びその結果は市内企業による自己責任であり、いかなる損害が発生しても、神戸市はその責任を一切負わないものとする。

2 市内企業の費用不払い等によって、登録企業にいかなる損害が発生しても、神戸市はその責任を一切負わないものとする。

(要綱各条項の解釈)

第12条 本要綱に定めのない事項が生じた場合、又は要綱各条項の解釈について疑義が生じた場合は、登録企業は神戸市海外ビジネスセンターにその旨を報告し、神戸市海外ビジネスセンターの指示を仰ぐものとする。

(施行細目の委任等)

第13条 本要綱の施行に関し、神戸市が別途定める必要のある事項は、神戸市経済観光局長が定める。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。